

計画検討手続き 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、住民参画手続きの結果得られる意見や技術的検討の結果を十分に反映して、計画検討手続きを行い計画を選定する責任がある。 ・ 計画策定が公正性や客観性、合理性、透明性をもって適切に行われている必要がある。 ・ 当該事業に関係する地方公共団体とも十分調整の上、計画検討手続きを進める。
(1) 計画検討の発議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的等を明確にした上で計画検討の発議を行う。 ・ 住民等への検討の内容及び手順、予定する検討のスケジュール等、必要な内容を公表する。
(2) 計画の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を検討することが必要であることを確認するため、出来る限り早い段階で、計画の必要性について説明する。 ・ 当該事業を行わないこととする案で課題解決が不可能である場合には、そのことを早期に公表することが望ましい。
(3) 複数案の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な計画を決定するため、複数の案を設定することを基本とする。 ・ 複数の案の中に、事業の目的が達成できるかどうかの判断や、住民等の関心事や論点等について十分な議論を行うことが出来る内容を盛り込む。 ・ 計画策定者は、必要に応じて、住民等からの意見を参考として複数案の設定内容を改善する。 ・ 事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる場合等には複数案に含める。また、現実的でない場合でも評価の参考として示すことを検討する。 ・ 地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。 ・ 複数案の設定は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとのガイドライン等に基づき設定する。
(4) 評価項目の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会面、経済面、環境面等様々な観点から事業を総合的に評価するために以下の4点に留意して、評価項目を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的の達成度合いを評価できる項目を設ける ② 社会面、経済面、環境面等の項目を適切に設定する ③ 社会や住民等の関心事や論点等への影響を評価できる項目を設ける ④ 項目の取捨選択にあたり、事業や地域等の特性に配慮する ・ 計画策定者は、必要に応じて設定した評価項目について住民等からの意見を参考として評価項目の設定内容を改善する。
(5) 複数案の比較評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きの結果や技術的検討の結果を十分に反映して、複数案の優劣を評価する。 ・ その評価にあたっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的に示す。 ・ 計画の状況や住民等の関心事等に応じて、各評価項目の精度を適切なものとする。 ・ 住民等が結果を理解しやすくするため表現等を工夫する。 ・ 単に数値のみによってではなく、多様な価値観によって比較評価を行う。
(6) 計画案の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、比較評価の結果から総合的な観点により、複数案の中から計画案を選定する責任がある。 ・ 計画策定者は、住民等や関係機関等に対して次の3点に留意してその選定の結果や理由をわかりやすく説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 複数案の絞り込みや総合評価の過程で特に重視した観点や項目など基本的な考え方の明示 ② 住民等や関係機関の意見に対する考え方の明示 ③ 選定案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化
(7) 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された計画案について、事業毎の根拠法令に必要な手続きが定められている場合には、その手続きを行う。【(6)と(7)の整理は調整中】

住民参画手続き 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きは、計画策定プロセスに意見が十分に反映されるように、計画策定者と住民等との双方向のコミュニケーションを重視し、適切な時期に適切な手段を用いて、実施する。
(1) 住民参画手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きは十分な期間を確保して行う。 ・ 住民参画手続きは、計画検討手続きを踏まえ、状況に応じて適切な段階に適切な実施方法で行うものとする。 ・ 住民参加手続きにおいては双方向のコミュニケーションとなるように情報提供、意見把握、意見への整理・応答をおこなう。 <p>①情報提供 計画策定者は、住民等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために計画手続きの進め方や検討期間などは早期に公表するとともに必要な情報を適切な時期、方法により住民等に提供するように努める。</p> <p>②意見把握 計画策定者は、住民等が当該計画に関して有している関心、懸念等の意見の把握に努める。意見の把握の際には住民等が計画に対して適切に意見できる機会および期間を確保する必要がある。</p> <p>③意見の整理・応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、住民から出された多様な意見を分かりやすく整理し、その整理結果について公表する。 ・ 計画策定者は、住民等からの意見を積極的に受け付け、質疑等に対しては真摯に応答を行うことに努める。
(2) 地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きの立案および実施について地方公共団体と連携して行う。
(3) 留意事項	
① 関係者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に関わる住民等の関係者について、次のような事項を踏まえて適切に把握する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の特性 ② 地域の特性 ③ 関連事業の有無 ④ 事業によってもたらされる受益・負担の程度 ⑤ 事業への関心（例えば、環境面、社会面）
② 手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の3点を考慮し手法を選択し、必要に応じて複数の手法を組み合わせ活用するなど適切に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 目的（問題やニーズの共有化、将来目標や方向性に対する意見把握等）と対象者を把握する。 ② 手法の特性（メリット、デメリット等）を理解する。 ③ 予算や時間等とのバランスを考慮する。
(4) 住民参画手続きの支援組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きに関して、必要に応じ委員会等の支援組織を設置するものとする。（詳細は 委員会等に記述）

技術的検討 骨子(案)

項目	骨子
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的検討は、計画検討手続きにおいて、事業の目的の設定や計画案を選定するにいたる手順、検討手法、代替案の絞り込み方などが、技術的、専門的知見から合理的かどうかについて根拠を与えるものである。
(1) 技術的検討内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想段階における計画検討の前提となる技術的、専門的知見から、検討内容、そのために調査、検討すべきデータの範囲や検討の手法、体制など整理すべき事柄項目を抽出し、検討の枠組みを初期に決定する。 ・ 技術的検討の具体的内容は事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については個別事業ごとの技術基準等に基づき実施する。
(2) 技術的検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的検討に当たっては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ① データ <ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に用いるデータは、検討目的に照らし質量ともに適切なデータを用いるものとし、既存調査や必要に応じ実施する調査により収集するものとする。 ○ 特に計画の必要性や住民等の関心事または論点となっている評価項目に関連するデータの収集に配慮する。 ② 分析手法 <ul style="list-style-type: none"> ○ データの制約、分析精度などを勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。 ○ 定量的または定性的な評価を行ううえで、分かりやすい指標等を設定する。
(3) 検討結果の評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施にあたっては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 定量的、定性的な評価を行い、出来るだけ客観的な評価結果を示すこと。 ② その際得られた結果が妥当かどうか十分吟味すること。 ③ 課題についても記述する。
(4) 技術的検討の支援組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的検討を実施するにあたり、必要に応じ委員会等の支援組織を設置するものとする。 (詳細は 委員会等に記述)

委員会等 骨子（案）

項目	骨子
(1) 設置にあたっての 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定者は、当事者のみによる判断が難しい場合等必要に応じて、技術的専門性、又は、公正な立場の第三者から助言をもらうための委員会等を設置する。 ・ 委員会等が担うべき主な役割は、次の2点に整理できる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民等との適切なコミュニケーションの確保 ② 専門性の確保（計画内容の合理性の確保） ・ 委員会等の設置にあたっては、以下の事項を考慮して設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委員会の必要性、目的、役割の明確化 ② 適切な委員会の構成、体制、人選
(2) 住民参画手続きの 支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画手続きにおいて、住民等との適切なコミュニケーションを確保するため、計画策定者は必要に応じて委員会等を設置する。 ・ この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定者と住民等との対話の確保 ② 住民参画手続き実施の支援（把握した意見の整理や真摯な応答のための支援等）
(3) 技術的検討の支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画内容の合理性を確保するため、計画策定者は、必要に応じて支援機関を設置する。 ・ この委員会等の基本的な役割は、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ① データと分析に用いた手法が合理的かどうか ② 技術的検討の結果が妥当かどうか

その他留意事項 骨子（案）

項目	骨子
(1) 評価結果等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的検討や計画検討手続きの中で収集した調査結果・データについては、計画決定後の環境影響評価や都市計画手続き等の段階で有効に活用することが望ましい。
(2) 取り組みの反映 および充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省においては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ね、本ガイドラインの不断の見直しを行うものとする。 ・ 具体的な事例の整理・収集に努め、計画策定者の参考に供するものとする。